

令和2年度
県営林年度実施計画
(案)

令和2年3月

広島県農林水産局

目 次

| | |
|---------------------------|----------|
| 1 管理経営の目標に関する事項 | 1 |
| (1) 実施方針 | |
| (2) 令和2年度の経営改善目標 | |
| (3) 令和2年度の主な取組 | |
| 2 事業計画に関する事項 | 2 |
| (1) 事業計画 | |
| ア 木材生産 | |
| (ア) 請負事業 | |
| (イ) 立木販売（主伐） | |
| イ 保育 | |
| ウ 作業道開設 | |
| (2) 市町別事業計画 | |
| (3) 木材生産等に関する取組 | |
| ア 調査の実施等 | |
| イ 土地所有者の理解促進 | |
| ウ 木材生産事業の実施 | |
| (4) 木材流通・販売等に関する取組 | |
| ア 木材流通 | |
| イ 木材販売 | |
| (ア) 素材販売 | |
| (イ) 立木販売 | |
| (5) その他 | |
| ア カーボンオフセットに関する取組 | |
| イ 県営林事業の広報に関する取組 | |
| 3 収支計画に関する事項 | 6 |
| (1) 収支計画 | |
| 4 参考 | 7 |
| (1) 分収造林事業の経営改革に伴う一般会計の負担 | |
| (2) 償還金等の支払状況 | |

1 管理経営の目標に関する事項

(1) 実施方針

- 令和2年度実施計画については、第2期県営林中期管理経営計画に基づき、木材生産・木材流通コストの削減や木材の有利販売をさらに推進し、第1期県営林中期管理経営計画において達成した経常利益の確保に向けた取組を実施する。
- また、事業地・事業体の確保を図ることにより、「ひろしま未来チャレンジビジョン 農林水産業アクションプログラム（第Ⅱ期）」の目標に沿った計画的・安定的な木材生産に取り組む。

(2) 令和2年度の経営改善目標

- 森林整備を通じて森林の持つ公益的機能を維持発揮するとともに、経常利益を確保するため、次の目標を設定する。

| |
|--|
| ア 成果目標 |
| 素材生産量の確保 : 45,350 m ³ |
| イ 活動指標 |
| 事業地の確保 : 540 ha (令和2年度の保育, 利用間伐及び主伐面積) |

(3) 令和2年度の主な取組

- 経営改善目標を達成するため、事業地・事業体の確保及びコスト削減・有利販売について、次の取組を実施する。

| 区 分 | 主 な 取 組 |
|------------|--|
| 事業地の確保 | ・ 先行調査（令和3年度以降の施業候補地の現況調査）の実施 ・ 森林施業プラン書を活用した土地所有者の理解促進 |
| 事業体の確保 | ・ 事業の早期発注による計画的・安定的な事業実施 ・ まとまりのある規模の事業地での事業実施 |
| 木材生産コストの削減 | ・ トラックが進入可能な作業道等の整備 |
| 木材流通コストの削減 | ・ 既存の集出荷施設を活用した大ロット化の推進 |
| 有利販売 | ・ 直接協定取引の推進 ・ ヒノキ曲材の販売先の開拓 |

2 事業計画に関する事項

(1) 事業計画

令和2年度の事業計画は、平成30年7月に発生した豪雨災害の影響により、既設作業道などが崩壊し、木材の搬出作業に支障が生じていることから、利用間伐については、平成31年度に引き続き事業量を縮小し計画した。なお、県営林にアクセスする路網の復旧が見込まれる令和3年度以降は、第2期県営林中期管理経営計画に基づき、利用間伐事業量を増加させていく予定である。

【表1】事業計画

(単位：面積ha, 材積 m^3 , 延長m)

| 区 分 | | | H29実績 | H30実績 | H31計画 | R2計画 | | |
|------------------|--------|------------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 木 材 生 産 | 面 積 | 請 負 事 業 | 利用間伐 | 282 | 251 | 250 | 250 | |
| | | | 主 伐 | 7 | 0 | 10 | 10 | |
| | | | 計 | 289 | 251 | 260 | 260 | |
| | 積 | | 立木販売(主伐) | 58 | 49 | 80 | 80 | |
| | | | 計 | 347 | 300 | 340 | 340 | |
| | 材 積 | 請 負 事 業 | 用 材 | 利用間伐 | 18,521 | 17,304 | 15,000 | 15,000 |
| | | | | 主 伐 | 1,759 | 0 | 2,600 | 2,600 |
| | | | | 計 | 20,280 | 17,304 | 17,600 | 17,600 |
| | | 積 | | バイオマス材 | 10,366 | 10,022 | 3,750 | 3,750 |
| | | | | 計 | 30,646 | 27,326 | 21,350 | 21,350 |
| 立木販売(主伐) | | | | 18,459 | 17,874 | 24,000 | 24,000 | |
| 計 | | | | 49,105 | 45,200 | 45,350 | 45,350 | |
| 保 育 (面積) | | | 223 | 158 | 200 | 200 | | |
| 作業道開設 (延長) | | | 61,406 | 51,521 | 55,000 | 55,000 | | |

ア 木材生産

(ア) 請負事業

- 請負事業による木材生産面積は260haで、その内利用間伐として250haを計画し、主伐として10haを計画した。
- 木材生産材積は21,350 m^3 で、その内用材として17,600 m^3 の生産を計画し、バイオマス材として3,750 m^3 の生産を計画した。
- 利用間伐については、収益の確保が見込まれる事業地で計画するとともに、販売先等を考慮して計画した。
- なお、令和2年度利用間伐計画地は、すべて1回目の利用間伐を実施する事業地である。
- 請負事業による主伐については、現地の状況や契約期間を考慮し事業を計画した。

- 末口 14cm 未満の小径木などを、バイオマス材として利用間伐事業地から搬出することとした。

(イ) 立木販売（主伐）

- 立木販売による主伐面積は 80ha を計画し、木材生産材積は 24,000 m³を計画した。
- 立木販売（主伐）については、立木の生長を踏まえ、主伐の適期となった事業地を計画した。

イ 保育

- 令和 2 年度の保育については、保育間伐を 200ha 計画した。
- 保育間伐の実施にあたっては、7 齢級時点で一度も保育間伐を実施していない箇所を優先するとともに、緊急性や将来の収益性を考慮して選定した。

ウ 作業道開設

- 令和 2 年度の森林作業道開設は、利用間伐の実施箇所において 55,000m を計画した。
- 森林作業道の開設は車両系の作業システムでの実施を想定し、220m/ha の路網密度とした。

(2) 市町別事業計画

表 1 の事業量を市町別で表すと、表 2 のとおりとなる。

【表 2】市町別事業計画

| 市 町 | 木 材 生 産 | | | 保 育 (保育間伐) (ha) | 作業道開設 (m) |
|-------|--------------|-------------|----------------------|-----------------------|--------------|
| | 請負事業 | | 立木販売 (主伐) (ha) | | |
| | 利用間伐 (ha) | 主 伐 (ha) | | | |
| 広島市 | | | | 18 | |
| 府中市 | 9 | | | | 1,980 |
| 三次市 | 51 | | | 24 | 11,220 |
| 庄原市 | 79 | | 18 | 88 | 17,380 |
| 廿日市市 | | 10 | 30 | | |
| 安芸高田市 | | | 14 | 15 | |
| 安芸太田町 | 69 | | | 22 | 15,180 |
| 北広島町 | 42 | | 9 | 33 | 9,240 |
| 神石高原町 | | | 9 | | |
| 計 | 250 | 10 | 80 | 200 | 55,000 |

(3) 木材生産等に関する取組

ア 調査の実施等

- 令和2年度の利用間伐及び主伐事業地について、収穫調査（詳細調査）結果を基に森林の状況や施業内容及び収支状況を示した森林施業プラン書を作成し、土地所有者に森林施業プラン書を提示・説明の上、事業を実施する。
- 令和3年度以降の利用間伐及び主伐施業候補地を早期に確保するため、事業地の概況を把握するための先行調査を実施する。
- 収穫調査及び先行調査の実施にあたっては、ドローンによる撮影画像や航空レーザ測量の計測データを使用し、事業区域の特定や成立本数・樹高の分析を行うなど、効果的・効率的に調査を実施する。

イ 土地所有者の理解促進

- 分収割合の変更に不同意の森林所有者に対しては、先行調査結果を基に概算の森林施業プラン書を作成し、将来計画や収益性について説明し、分収割合の変更などについて交渉する。
- 主伐を実施する場合は、森林施業プラン書に再造林する場合の経費などを記載し、再造林の実施について働きかけを行う。

ウ 木材生産事業の実施

- 利用間伐の実施に際し、早期着手が可能である補助事業を活用し、年間を通じた計画的・安定的な事業発注を行うとともに、まとまりのある規模の事業地で事業実施することで、林業事業体の確保を円滑化する。
- 利用間伐において、フォワーダ等による集材距離を短縮し集材コストを削減するため、既設作業道を改良し、トラックが通行可能な作業道を整備する。
また、隣接する国有林・民有林との林道や作業道の共同利用について検討する。
- 事業完了後、県営林事業の請負事業者を対象にアンケート調査を実施し、各事業地における生産性を調査するとともに、生産性を向上させるための問題点などを分析し、その結果を各請負事業者に対しフィードバックする。

(4) 木材流通・販売等に関する取組

ア 木材流通

- 木材を販売する機能がある既存の集出荷施設等と連携して、県営林で生産される木材を集中的に出荷する取組を強化し、運搬距離の低減及び価格交渉力の向上を図る。
- 国有林との協調出荷について、条件の合致する事業地の有無を確認するとともに、有利販売の可能性等について検討する。

イ 木材販売

(ア) 素材販売

- これまでの取引実績や需要動向を基に、有利販売可能な県内製材工場や集出荷施設等と直接協定取引を行う。
- 県内の工場等で需要の少ないヒノキ曲材については、集出荷施設等を介して県外の大型製材工場に販売する。
- 樹種や木材の規格、市場価格及び輸送コスト等を考慮し、市場等で販売したほうが有利な場合は、市場で販売を行い、収益の向上を目指す。
- 小径木など規格外の木材については、需要の高いバイオマス材（燃料用チップ材など）として販売する。

(イ) 立木販売

- 立木販売は主伐を対象に実施し、一般競争入札により売却を行う。

【表 3】木材販売計画量

(単位：m³)

| 区 分 | | R2販売材積 | 備 考 |
|---------|--------|--------|--------------|
| 素材販売 | 用 材 | 17,600 | 製材工場等へ有利販売 |
| | バイオマス材 | 3,750 | 燃料用チップ等として販売 |
| | 小 計 | 21,350 | |
| 立 木 販 売 | | 24,000 | 一般競争入札により売却 |
| 計 | | 45,350 | |

(5) その他

ア カーボンオフセットに関する取組

- 県営林重之尾事業地の間伐(44.14ha)により取得したカーボンオフセットクレジット(J-VER, J-クレジット)の販売を行うとともに、企業等に対して県営林の持つ公益的機能の重要性について普及啓発を行う。

イ 県営林事業の広報に関する取組

- 県営林事業に対する県民理解の促進を図るため、県営林事業の取組内容を県ホームページでわかりやすく公表するとともに、県営林の契約者(土地所有者)に対し、県営林事業に関する情報を提供する。

3 収支計画に関する事項

(1) 収支計画

- 木材生産については、国庫補助金の減少により営業外収益(⑤)の減少が見込まれるが、主伐・間伐収入など売上高(①)の確保に努め、63,411千円の経常利益(⑦)を確保する見込みである。
- 保育については、立木補償の減少により営業外収益(⑨)が減少し、経常利益(⑪)は▲51,435千円となる見込みである。
- その結果、木材生産と保育を併せた経常利益(⑫)は11,976千円となる見込みである。

【表4】収支計画（P/L（損益計算書）形式）

（単位：千円）

| 区分 | 項目 | H31当初 | R2当初 | 増減 | 備考(主な増減理由) | |
|---------|--------|----------|----------|---------|---|--------|
| 木材生産 | ①売上高 | 請負事業 | 236,821 | 238,315 | 1,494 | 消費税額の増 |
| | | 立木販売 | 105,024 | 105,600 | 576 | 消費税額の増 |
| | | 計 | 341,845 | 343,915 | 2,070 | |
| | ②生産原価 | 233,123 | 233,123 | 0 | | |
| | ③販売管理費 | 168,931 | 168,929 | ▲2 | | |
| | ④営業利益 | ▲60,209 | ▲58,137 | 2,072 | ①-②-③ | |
| | ⑤営業外収益 | 192,967 | 181,571 | ▲11,396 | R1年度分収金の減少に伴う繰越金の減 補助単価の変更に伴う国庫補助金の減 | |
| | ⑥営業外費用 | 70,823 | 60,023 | ▲10,800 | R1年度利用間伐事業量の縮小に伴う分収金の減 | |
| ⑦経常利益 | 61,935 | 63,411 | 1,476 | ④+⑤-⑥ | | |
| 保育 | ⑧販売管理費 | 69,899 | 69,927 | 28 | | |
| | ⑨営業外収益 | 23,316 | 22,090 | ▲1,226 | 立木補償金の減 | |
| | ⑩営業外費用 | 4,468 | 3,598 | ▲870 | 立木補償の分収金の減 災害復旧工事負担金の減 | |
| | ⑪経常利益 | ▲51,051 | ▲51,435 | ▲384 | ⑨-⑧-⑩ | |
| ⑫経常利益 計 | | 10,884 | 11,976 | 1,092 | ⑦+⑪ | |
| ⑬特別損失 | | 169,014 | 167,143 | ▲1,871 | 公庫償還金の減 | |
| ⑭純利益 | | ▲158,130 | ▲155,167 | 2,963 | ⑫-⑬ | |

4 参考

(1) 分収造林事業の経営改革に伴う一般会計の負担

令和2年度は、県営林特別会計への繰出金155百万円と第三セクター等改革推進債償還金1,295百万円を一般会計から支出する予定である。

【表5】分収造林事業の経営改革に伴う一般会計の負担 (単位：百万円)

| 区 分 | 年 度 | | | | | 備 考 |
|-----------------|-----------|---------------|-----------|----------|--------|--------------------------------|
| | H25 実績 | H26~H30 実績 | H31 計画 | R2 計画 | 累計 | |
| 県営林特別会計への繰出金 | — | 825 | 158 | 155 | 1,138 | 純利益の赤字について、一般会計で補填 |
| 第三セクター等改革推進債償還額 | — | 6,539 | 1,299 | 1,295 | 9,133 | 償還期間：H26~R5 償還予定額：13,001百万円 |
| 県債権放棄額 | 33,264 | — | — | — | 33,264 | 旧(一財)広島県農林振興センターの民事再生に伴う債権放棄 |

注：単位未満を四捨五入しているため、計算値が一致しない場合がある。

(2) 償還金等の支払状況

令和2年度の既存県営林に係る公庫償還金額は157,879千円であり、このうち155,167千円を一般会計からの繰入金により支払う予定である。

【表6】償還金等の支払状況 (単位：千円)

| 償還金等 | 償還総額 | 支払済額 | R2支払額 | 残 額 | 備 考 |
|------------|-----------|-----------|---------|-----------|-------|
| 既存県営林公庫償還金 | 6,373,864 | 4,719,324 | 157,879 | 1,496,661 | R25完了 |
| 大規模林道賦課金 | 247,423 | 245,261 | 288 | 1,874 | R14完了 |

注：既存県営林公庫償還金の償還額は、借入利息を含む額である。
単位未満を四捨五入しているため、計算値が一致しない場合がある。